



平成 30 年 3 月 30 日

内閣府（防災担当）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令」について

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例期間を延長する政令が 3 月 23 日（金）に閣議決定され、本日公布されました。

I 政令の概要

東日本大震災の被災者に対する災害弔慰金法の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 103 条）の適用期間について、平成 30 年 3 月 31 日までとされているところ、被災地における被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、1 年間延長し、平成 31 年 3 月 31 日までとします。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の概要

東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付条件について、償還期間の上限の延長（据置期間を含む。）、貸付利率の引下げなどの措置を講じます。

II スケジュール

3 月 23 日（金）	閣議決定
3 月 30 日（金）	公布
4 月 1 日（日）	施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付 園部、星野、中村
03-5253-2111（代表、内線 51361・51364） 03-3593-2849（直通）

政令第九十六号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「同項の支払期日」を「最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十四条（略）</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十四条（略）</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、同項の支払期日から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。</p> <p>6～8（略）</p>